

下水道使用料 基本料金の算定について

令和 7 年 8 月 1 8 日

第 3 回審議会資料

1. 国と日本下水道協会の考え方

◆日本下水道協会

「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年度版」

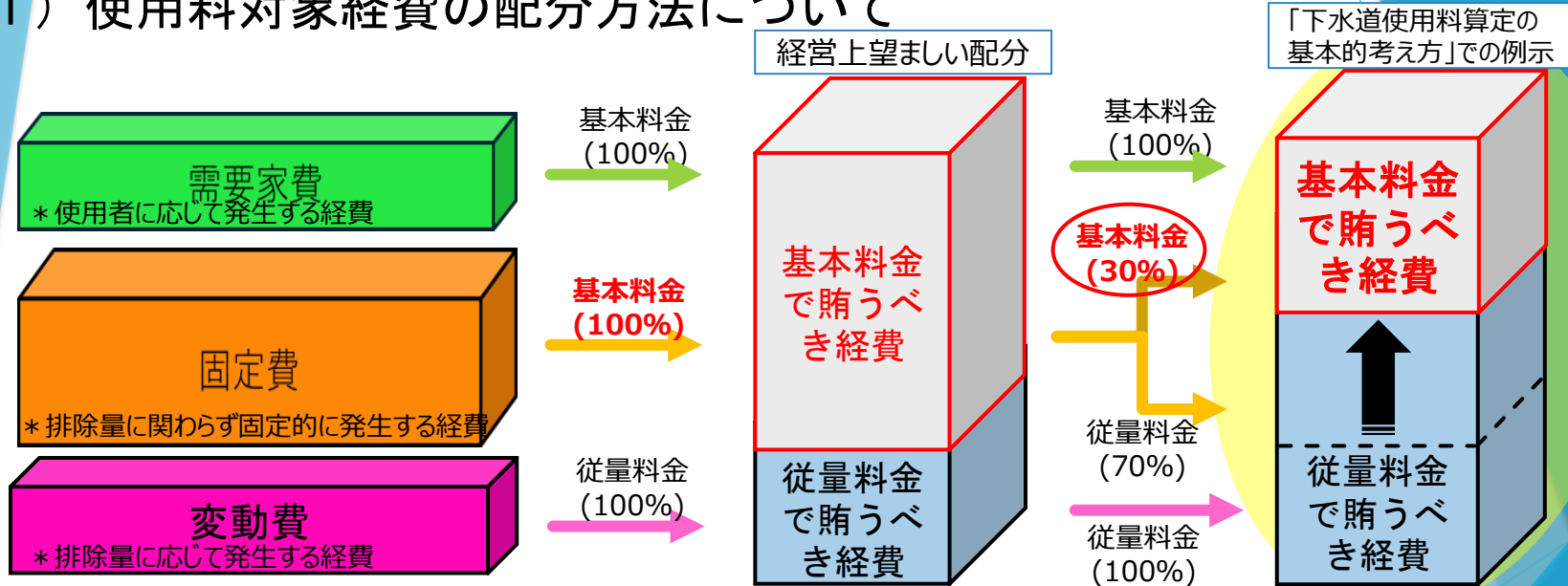
「下水道使用料改定の基本的な考え方について(令和6年2月7日)」

◆国土交通省

「下水道使用料の算定(令和元年8月2日)」

1. 国と日本下水道協会の考え方

(1) 使用料対象経費の配分方法について



- ・使用料対象経費を「需要家費」・「固定費」・「変動費」に分解後、基本料金と従量料金へ配分していきます。
- ・需要家費と固定費については、排除量に関わらず発生する経費であるため、経営上はすべて基本料金に配分することが望ましいものです。（基本料金も排除量に関わらず収入できる下水道使用料であるため。）
- ・しかしながら、過度に基本料金が高額ですと、一般家庭などへの負担が大きくなりますので、適切な水準を検討することが必要です。
- ・「下水道使用料算定の基本的考え方」では、**固定費のうち、30%を基本料金、70%を従量料金に配分**することが例示されています。

1. 国と日本下水道協会の考え方

(2) 他団体の基本料金・従量料金の配分割合について

◎全国の状況

◆経費の状況

- ・ 需要家費 + 固定費の割合 = 92.3%
⇒ 固定的に発生する経費が大部分を占めています。(本市はR6年度で98.6%です。)

◆収入の状況

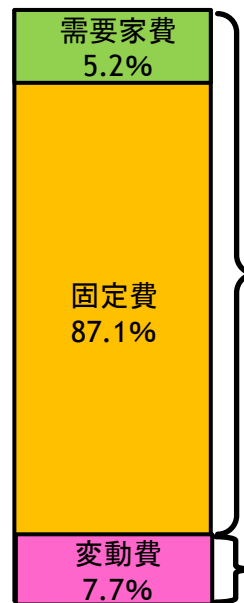
- ・ 基本料金収入割合 = **30.4%**
⇒ 他団体の多くが「下水道使用料算定の基本的考え方」を参考に、経費を配分しているものと考えられます。(本市はR6年度で**11.7%**です。)



基本料金の割合を高めていく必要があります。

※国土交通省の統計内訳

経費



計92.3%
排除量の大小に関わらず発生
↓
基本料金で賄うのが経営上望ましい

7.7%
排除量に連動
↓
従量料金で賄うのが適当

収入



【出典】国土交通省 令和2年7月人口減少下における維持管理時代の経営の在り方検討会 報告書

1. 国と日本下水道協会の考え方

(3) 使用料体系の種類について

枠内は川越市で採用している使用料体系

一部使用料制

基本料金制

基本料金のみで構成される料金体系（定額料金）

従量料金制

従量料金のみで構成される料金体系（使用量に応じた料金）

二部使用料制

基本料金制

二部料金制は、基本料金と従量料金で構成される料金体系

※約9割の事業体で採用

+

従量料金制

※他に、以下との組み合わせもある

累進使用料制

排除量の増加（排除量区分）に応じて使用料単価が高くなる使用料体系

用途別使用料制

公衆浴場用・大口汚水用など、用途に応じて設定する使用料体系

水質使用料制

一定基準を超える濃度の排水を行う使用者に対し従量料金に上乗せして徴収するもの4

1. 国と日本下水道協会の考え方

(4) 二部使用料制について

本市の現行の下水道使用料（二部使用料制）

用 途	基本料金	従量料金	
		排除量	単 価
家事用 その他	200円	0～10m ³	45円
		11～20m ³	80円
		21～30m ³	105円
		31～50m ³	130円
		51～200m ³	150円
		201～500m ³	175円
		501m ³ ～	190円
公衆浴場用	1,000円 (基本水量100m ³ 含む)	101m ³ ～	15円

・**用途別使用料**は、使用用途に応じて使用料を設定するものです。本市は、家事用その他と公衆浴場用の2種類を採用しています。

・**基本料金**は、排除量の有無に関わりなく使用者から均等にいただく使用料です。本市は、1か月当たり200円としています。

・**従量料金**は、排除量に応じていただく使用料です。本市は、排除量を7段階に区分し、それぞれ単価を設定しています。また、排除量が増えるに従い単価が上昇する「累進使用料制」を採用しています。



基本料金と**従量料金**を併置する二部使用料制が、「下水道使用料改定の基本的な考え方」においては原則とされており、多くの事業体で採用され、本市でも採用しています。

1. 国と日本下水道協会の考え方

◆用途別使用料制について

用途別使用料制は、国土交通省資料「下水道使用料の算定」に、次の通り記載されています。

使用者の使用目的等により使用料を区分する方法で、その区分に応じて同じ汚水排出量であっても、使用料が異なる制度

例) 公衆浴場汚水は、公衆衛生の向上に寄与していること、物価統制令に基づき公衆浴場使用料が低廉に抑えられていることから、下水道使用料を低く抑える政策的配慮が加えられている。

■県内市における用途別使用料体系設定状況

家事用（一般汚水）以外の用途区分は以下のとおりです。

①公衆浴場用：県内市 39 団体のうち 34 団体（約 9 割）で設置しています。

→ 本市も設置していますが、適用している使用者は現在ありません。

（いわゆるスーパー銭湯などは、「家事用その他」の区分が適用されます。）

②大口汚水用：県内市で八潮市のみ設置しています。

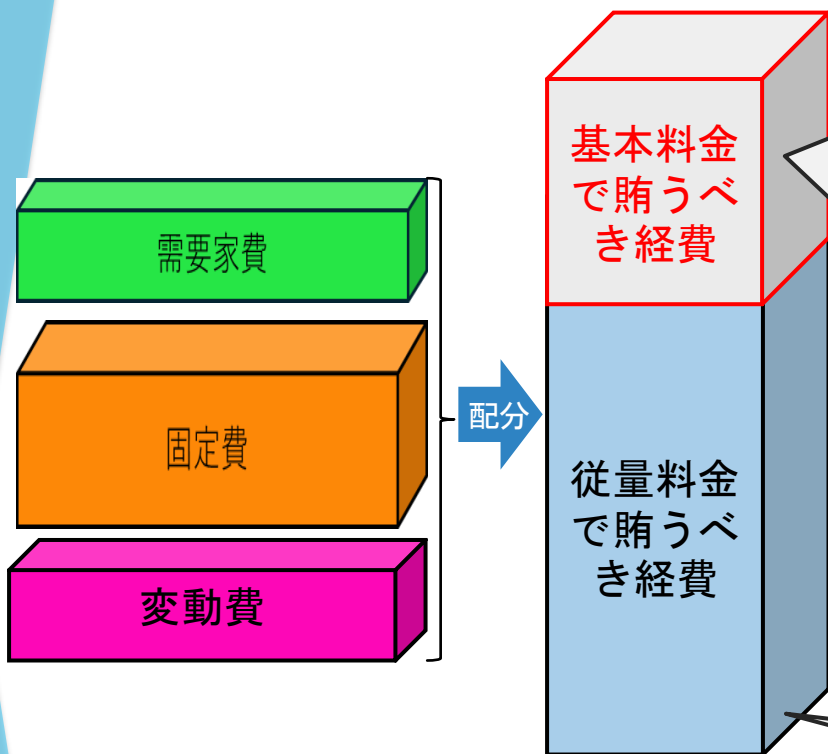
30万 m^3 以上の使用者に対して使用料を軽減する目的で設置しているとのことです。



県内市において、この 2 つ以外の導入事例はありません

1. 国と日本下水道協会の考え方

(5) 基本料金単価の設定方法について



【基本料金】

「基本料金で賄うべき経費」を
全使用者で均等にご負担いただきます。



$$\text{1 か月当たり基本料金} = \frac{\text{基本料金で賄うべき経費}}{\text{請求見込件数} \times 2}$$

* 請求は2か月ごとのため、1か月当りの基本料金を計算する際には請求見込件数を2倍する必要があります。

従量料金については、次回以降検討します。

2. 本市の現状について

2. 本市の現状について

(1) 本市の下水道使用者の状況

◆令和6年度の請求件数、使用水量及び下水道使用料

2か月水量	請求件数 ※1	構成比	使用水量 ※2	構成比	使用料 ※2	構成比
0 m ³	38,871件	4.2%	0m ³	0.0%	14,827,020円	0.5%
1 ～ 20 m ³	345,716件	37.0%	3,769,609m ³	11.5%	305,574,805円	9.6%
21 ～ 40 m ³	301,699件	32.3%	9,085,462m ³	27.6%	636,458,810円	20.0%
41 ～ 60 m ³	167,969件	18.0%	8,208,370m ³	25.0%	643,597,930円	20.2%
61 ～ 100 m ³	66,984件	7.2%	4,854,565m ³	14.8%	443,592,540円	14.0%
101 ～ 400 m ³	10,428件	1.1%	1,711,382m ³	5.2%	206,515,695円	6.5%
401 ～ 1000 m ³	1,505件	0.2%	920,806m ³	2.8%	138,164,240円	4.3%
1001 m ³ 以上	1,046件	0.1%	4,328,173m ³	13.2%	790,993,360円	24.9%
合計	934,218件	100.0%	32,878,367m ³	100.0%	3,179,724,400円	100.0%

※1 請求件数は、使用水量ごとにカウント（例：29m³ 使用者→21～40m³ 区分 1件）

※2 使用水量・使用料は、請求時の使用水量区分に全水量・全使用料をカウント
（例：29m³ 使用者→21～40m³ 区分 29m³・2,020円）

2. 本市の現状について

(2) 一般家庭における使用水量と使用料

上下水道局では世帯人数の情報を有していませんので、以下のとおり使用水量区分ごとに世帯人数を目安として設定しました。

平均使用水量は、各水量区分の使用水量を請求件数で除して、1請求（2か月分）あたりの使用水量を算出しました。

使用水量 (2か月)	世帯人数 (目安)	平均使用水量	使用料
1 ～ 20 m ³	1 人	1 1 m ³	8 9 5 円
21 ～ 40 m ³	2 ～ 3 人	3 0 m ³	2, 1 0 0 円
41 ～ 60 m ³	4 ～ 5 人	4 9 m ³	3, 8 4 5 円
61 ～ 100 m ³	6 人以上	7 2 m ³	6, 5 6 0 円
1 ～ 100m ³	—	2 9 m ³	2, 0 2 0 円

【参考】1人あたり1日に使う水の量

300リットル

用途	1人あたりの 使用水量
炊事	40リットル
トイレ	50リットル
お風呂	80リットル
洗濯	35リットル
洗面その他	25リットル
家庭以外での 使用量	70リットル

※1m³ = 1,000リットル

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
作成／2023年3月

2. 本市の現状について

(3) 基本料金賦課の考え方について

Q. 「家庭用・その他」における1か月あたりの基本料金は一律で200円（税抜）だが、複数のテナントが入る大型商業施設の請求の仕方は？

A. 水道メータごとに請求されるため、テナントごと（水道メータごと）に基本料金が請求されます。

2. 本市の現状について

(4) 井戸使用者等の賦課状況

Q.水道は利用していないが下水道は利用している井戸使用者やスーパー銭湯の下水道使用料の請求の仕方は？

A. 【井戸の使用者】

- ・ 一般家庭 → 世帯人数に応じて排除量を計算し請求
- ・ 事業者 → 「井水排除用メータ」を設置し、計測値により請求
※一般家庭も希望者は対応可能

【スーパー銭湯】

- ・ 小江戸温泉 蔵の湯 公共下水道の接続区域外
- ・ 川越温泉 公共下水道の接続区域外
- ・ 小江戸温泉KASHIBA 公共下水道接続のため、井水排除用メータにより使用料を請求

2. 本市の現状について

(5) 浄化槽使用者との負担の差

Q.浄化槽と公共下水道で負担はどれくらい違うのか？

A. 【合併処理浄化槽】

法定検査（年1回）：5,000円

清掃（年1回）：18,000～30,000円程度

保守点検（年3～4回）：3,000円程度×3～4回

年間3.2万円～4.7万円程度
(最小規模の5人槽の場合)

【公共下水道】

1か月排除量

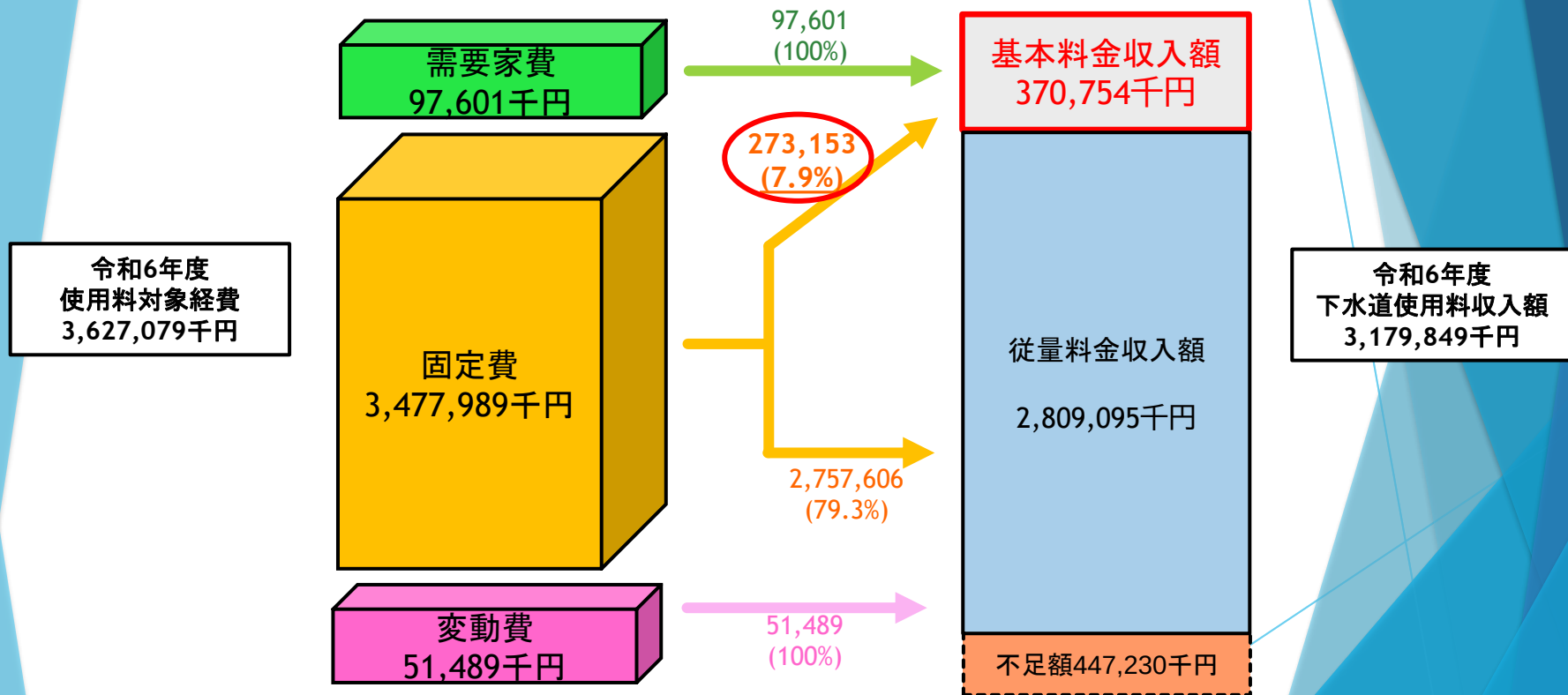
20m³：月額1,450円 年19,140円(税込み)

30m³：月額2,500円 年33,000円(税込み)

年間1.9万円～3.3万円程度
(現行)

2. 本市の現状について

(6) 固定費のうち基本料金で賄えている額（令和6年度）



⇒ 本市では、**固定費の7.9%**しか基本料金で賄えていません。

※令和4年度、5年度も同様の傾向です。

3. 使用料改定的前提となる考え方について(案)

3. 使用料改定の前提となる考え方について(案)

(1) 使用料改定の前提となる考え方 (案)

①用途別使用料制は、現行通り、「家事用その他」、「公衆浴場用」の2つの用途を採用します。

用途別使用料については、県内の約9割の団体が「家事用」、「公衆浴場用」の2つの用途を設置しています。公衆浴場については、現在、市内に該当施設はありませんが、地域住民の公衆衛生の向上のための施設になりますので、将来、設置される場合に備え、引き続き採用しようとするものです。

また、特定の用途に限定した新たな区分の採用については、明確な根拠を見い出すことが難しいと考えます。なお、営利目的による大口の利用者などに対しては、従量料金の設定の際に検討いただく方法もあります。

このようなことから、「家事用その他」、「公衆浴場用」の2つの用途区分を引き続き採用しようとするものです。

②現行通り、二部使用料制を採用します。

二部使用料制については、固定的に発生する経費などをご負担いただく「基本料金」と、使用量に応じた経費などをご負担いただく「従量料金」を組み合わせた料金体系であり、引き続き、二部使用料制を採用しようとするものです。

③「公衆浴場用」使用料の改定は見送ります。

公衆浴場は、地域住民の公衆衛生の向上に寄与する入浴施設（銭湯等）であり、一定の公共性が認められることから、改定を見送ろうとするものです。

3. 使用料改定の前提となる考え方について(提案)

(2) 使用料改定にあたっての検討項目

現行の下水道使用料（1か月あたり／税抜き）			
用 途	基本料金	従量料金	
		排除量	単 価
家事用 その他	200円	0～10m ³	45円
		11～20m ³	80円
		21～30m ³	105円
		31～50m ³	130円
		51～200m ³	150円
		201～500m ³	175円
		501m ³ ～	190円
公衆浴場用	1,000円 (基本水量100m ³ 含む)	101m ³ ～	15円

【検討項目①】
基本料金
単価

【検討項目②】
排除量
区分

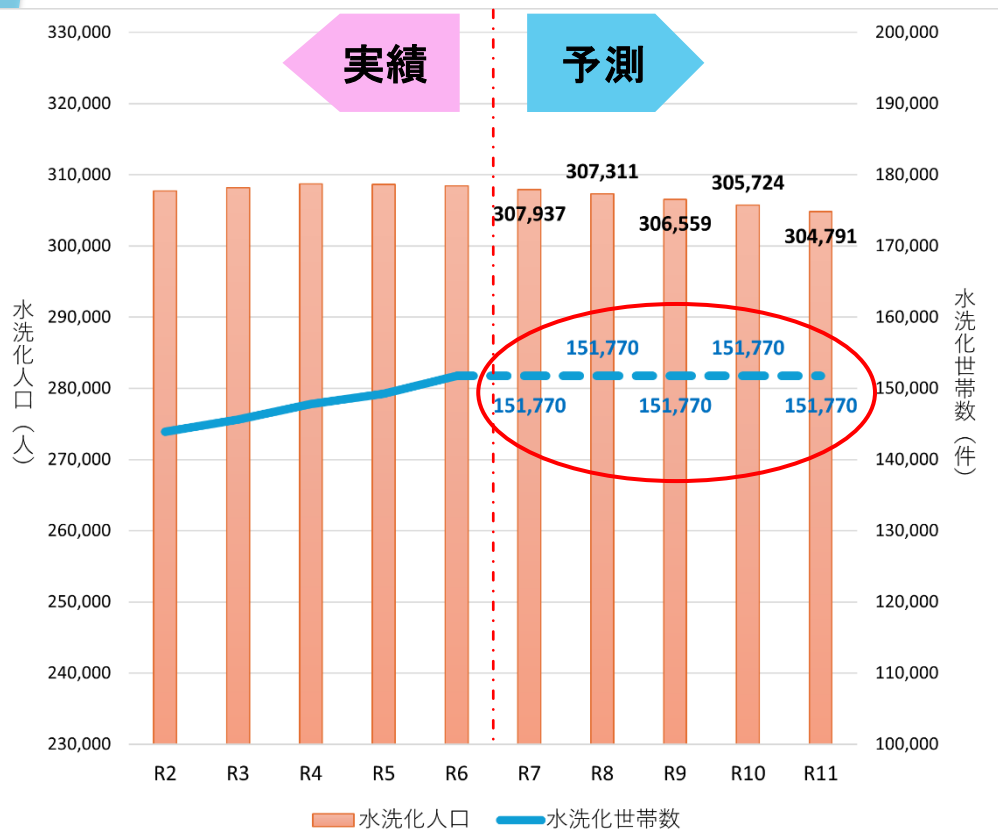
【検討項目③】
従量料金
単価

※以上の3項目が使用料改定にあたっての検討項目になります。
今回は、【検討項目①】基本料金単価を検討します。

4. 使用料改定案(基本料金) について

4. 使用料改定案(基本料金)について

(1) 水洗化人口及び水洗化世帯数の予測



世帯数は令和6年度の値のままで算定

・水洗化人口は、人口減少に伴い次第に減少する見通しです。

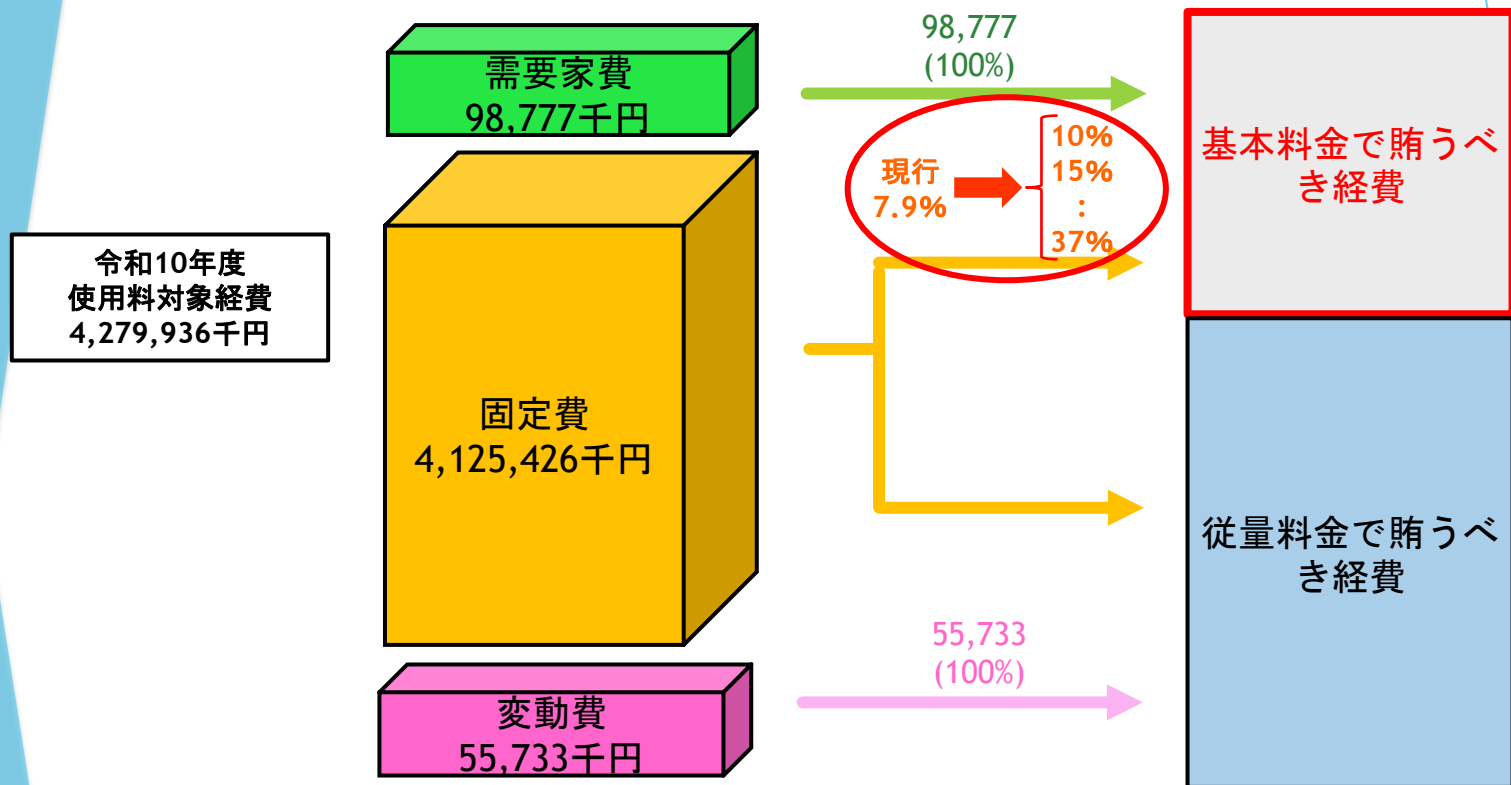
・水洗化世帯数は、令和2年度から6年度平均で約1.3%増加していますが、人口減少の影響や、令和7年度から全体計画を縮小し、下水道の新規整備が概ね完了することから、今回は、令和6年度の値が変動しないものと仮定して算定します。

※水洗化人口・世帯とは、生活排水を公共下水道により適切に処理している人口・世帯のことを言います。

4. 使用料改定案(基本料金)について

(2) 令和10年度の基本料金で賄うべき経費

固定費の「基本料金で賄うべき経費」への配分割合を検討します。



4. 使用料改定案(基本料金)について

(3) 固定費の配分割合別の基本料金月額(案)

固定費 配分割合	基本料金月額 (現行200円)	改定額	使用料改定率40%のうち	
			基本料金改定分	従量料金改定分
7.9% (現行)	227円	+27円	2% 	38% 
10%	274円	+74円	4% 	36% 
15%	385円	+185円	11% 	29% 
20%	495円	+295円	18% 	22% 
25%	605円	+405円	24% 	16% 
30%	715円	+515円	31% 	9% 
37%	870円	+670円	40% 	0% 